

暴対法(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律)は、「暴力団」と、一定の要件を満たし公安委員会の指定を受けた「指定暴力団」を区別しています。このことから、指定暴力団でなくなったことだけをもって、その団体が暴力団でなくなったことにはなりません。企業の暴力団排除実務において「指定暴力団でなくなったこと」と「暴力団でなくなったこと」の違いを正しく理解することが重要です。指定暴力団でなくなることによって「何が変わるのか」、そして企業の暴排実務において「何が変わらないのか」を以下で解説します。

◎警察当局の徹底的な頂上作戦～金銭的負担の限界

◎「指定暴力団」と「暴力団」～事例から説明

本年5月「十代目酒梅組」(事務所大阪市西成区)が暴対法に基づく指定期間の満了により、指定暴力団でなくなりました。指定暴力団でなくなったことにより、その構成員に対しては、指定暴力団員であることを前提とする暴力的要求行為への中止命令や再発防止命令など、暴対法上の特別な規制が適用されなくなります。近年メディア等で報道されることの多い暴対法上の「特定抗争指定暴力団等」の制度は、指定暴力団等の間で対立抗争が発生した場合に、一定の要件の下で公安委員会が指定する制度です。指定暴力団でなくなった十代目酒梅組は、同制度による指定の対象とはなりません。ただし、

これは十代目酒梅組の活動が自由になったり、違法行為が許容されることではありません。暴力行為、脅迫、恐喝その他の犯罪行為については、これまでと同様、関係法令による取締りの対象となります。

○企業の暴排実務で注意すべきこと

企業の皆様に特に注意していただきたいのは、反社会的勢力への対応を「指定暴力団であるか否か」だけで判断しないことです。指定暴力団でなくなったことだけを理由として、反社会的勢力への対応方針を変更することは適切ではありません。独自に判断することなく必要に応じて警察や当センター等の関係機関に相談してください。

○「指定暴力団リストに載っているか」だけでは判断できません

企業が反社会的勢力との関係遮断を進める上では、指定暴力団の名称や構成員に該当するか確認

することが重要ですが反社会的勢力への該当性や取引の可否を判断する際には、指定暴力団リストとの照合だけで十分とは限りません。指定暴力団ではない暴力団のほか、暴力団関係企業や暴力団員と密接な関係を有する者など、企業が反社会的勢力への対応を検討する上で注意を要する対象は多岐にわたります。組織の名称変更、解散、弱体化等があった場合であっても、それだけをもって直ちに反社会的勢力との関係がなくなったと判断することは、適切ではありません。取引開始時の確認に加え、既存の取引先についても、必要に応じて継続的な確認が必要です。

○判断に迷った場合は、担当者だけで抱え込まないでください

反社会的勢力への該当性や具体的な取引対応について判断に迷う場合には、担当者個人で判断せず、速やかに社内のコンプライアンス部門等に報告してください。その上で、必要に応じて警察や当センター等の関係機関に相談することが必要です。

企業の皆様におかれましては、今回の十代目酒梅組の事例を契機として、改めて自社の反社会的勢力への対応方針、取引先確認の方法、社内の相談・報告体制等をご確認ください。